

新型コロナウイルスに関する欠勤、出勤停止、休業、休暇に関する対応一覧（概略）

2020年3月23日時点の情報により編集

ケース（理由）	企業の対処	使える制度			注意点
		名称	支給・助成される金額		
1 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させた場合	①労働者を一時的に休業させる。 ②休業手当を支給（平均賃金の6割以上）	雇用調整助成金（注1） (以前からある制度)	・休業手当の2/3 (日額上限8,330円)		・事業活動が縮小していることが要件、単に感染防止のために、社員を出社停止している場合は対象外 ・雇用保険の被保険者が対象 ・6ヶ月以上雇用していない者も対象に含む（特例）
2 感染予防を目的に、事業主の判断で、労働者を一時的に休業させた場合	①労働者を一時的に休業させる。 ②休業手当を支給（平均賃金の6割以上）		特になし		
3 学校の休校措置に伴って、 ①又は②の世話をを行うことが必要となった労働者 ③臨時休業した小学校等に通う子 ④風邪症状など感染したおそれのある小学校等に通う子 ※雇用保険の加入者要件はない（正規・非正規問わない）	①労働者の申請により、特別の有給休暇を与える。 ②休暇取得分の満額の給料を支払う。	小学校休業等対応助成金（注1） (今回、新しく作られた制度)	・休暇中に支払った賃金の100% (日額上限8,330円)		・有給休暇と同様の支給なので、月給を日割りした金額の支給が必要。8,330円を支払えばいいというものではない。 ・2/27～3/31の間の休暇（春休みや土日など元々休みの日は対象外）
4 労働者本人が、罹患して休業する場合	特になし。 労働者から申請があれば、有給休暇の利用を認める。	欠勤4日目以降、健康保険より傷病手当金を受給可能	標準報酬月額の日額の3分の2		国民健康保険には、傷病手当金制度はない 【特例】支給する方向で検討中
5 濃厚接触者として、保健所等から休業を命じられた場合	特になし。 労働者から申請があれば、有給休暇の利用を認める。		×傷病手当金の対象外		

上記は、中小企業を対象にした制度内容のみ記載

（注1）いずれの制度も、まずは、会社が社員に給与を支払うことが先。その後、助成金の申請をして、助成金が会社に支給される（資金負担が先）。

上記の情報は、速報性を重視し、網羅性、厳密性は重視しておりません。実際の適用に関しては、関係部署に確認の上、自己責任で判断をしてください。

実際の助成金の申請及び支給には、書類の作成及び審査が必要となります。

【お問い合わせ】

アイアンドエス税理士法人

022-397-7396